

# 第2章

---

## 緑に関わる法制度の動向

## 第2章 緑に関わる法制度の動向

### (1) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年5月12日公布)

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法が改正されました。

|                |                                                                      |
|----------------|----------------------------------------------------------------------|
| みどり法人制度の拡充     | 民間の CSR 活動の増加を踏まえ、緑の担い手として、まちづくり会社等の民間企業が追加された。                      |
| 市民緑地認定制度の創設    | 都市の緑地・オープンスペースの不足に対して、民間が自らの土地を住民のための緑化施設として設置管理できるようになった。           |
| 緑化地域制度の改正      | 緑化技術の進展による屋上緑化等の普及を踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準が、建ぺい率に関わらず 25%まで設定可能となった。 |
| 緑地の定義への農地の明記   | 都市緑地法の「緑地」の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を積極的に位置づけ、保全・活用を図ることが可能となった。        |
| 緑の基本計画の記載事項の追加 | 緑の基本計画の内容に、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全が追加された。                     |

### (2) 改正都市公園法(平成29年6月)

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備などを背景とし、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、という3の観点から、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、平成29年(2017年)6月に都市公園法が改正されました。

|                       |                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 | 広場等の公園整備を併せて行う収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を公募選定する手続きが創設された。                             |
| PFI事業の設置管理許可期間の延伸     | PFI事業の促進によって民間活力を活用するため、公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間が30年に延伸された。                           |
| 保育所等の占用物件への追加         | 従来为国家戦略特区特例の保育所等の占用許可を全国制度化し、特区以外の都市でも公園に保育所等を設置できることとなった。                        |
| 公園の活性化に関する協議会の設置      | 都市公園に対する多様な利用・活用ニーズの調整の円滑化等を図るため、協議会を組織することができることとなった。                            |
| 都市公園の維持修繕基準の法令化       | 都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底することとなった。 |